

首都圏・ゆい



来たれッ!

4.7



交流会へ



日 | 2013年4月7日(日)
 時 | 午後1時30分へ
 場 | 神田公園区民館
 所 | 5階洋室B 地図あり
 (JR神田駅徒歩5分)

⑤ | 会場カンパ300円せ

希望 疲れた
 不足 スキル 評価 現場
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

毎日、いろんな
 ことが
 局はちがえど、
 会えばハズむ話も、かになれる
 こともあるかもね、ぜひ! 気楽に参らん!

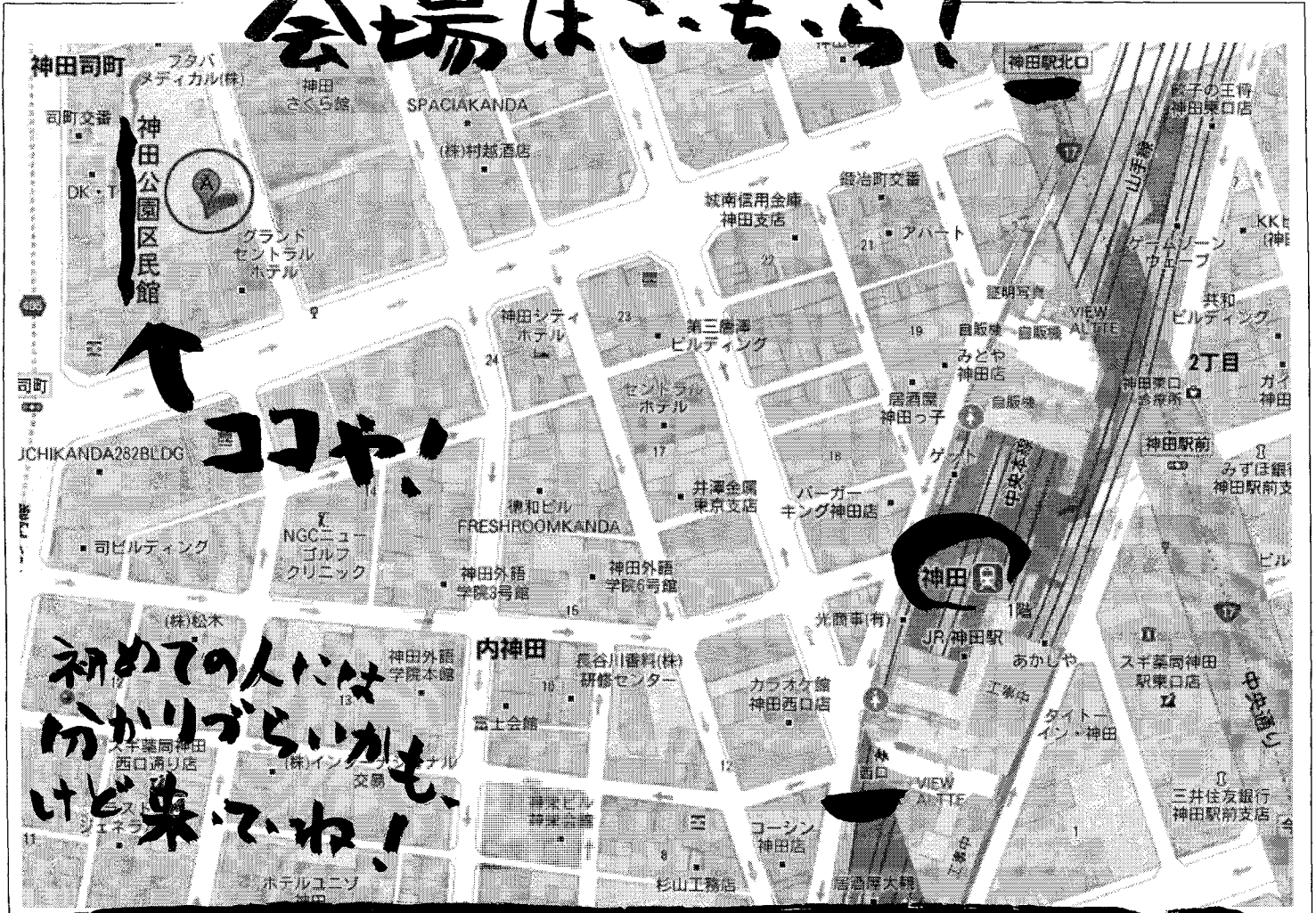
労働契約法

(去年8月改定、この4月から実施。ウラ・面)

なんでもんも、ひとつ話のと、かかり、
 条件のちがいを禁止だといっているらしい。そんなこというたら、
 格差は... 羊、休暇、手当... とないナン?! 違法! サル法? 検証しちゃうよ。

主催! NPO 法人 郵政非正規労働センター ゆい・首都圏
 TEL: 03-3837-5391 目: 千代田区外神田6-15-14
 E: usay-cnt@nifty.com 目: 外神田スト-7502号(郵政共同)

会場はこちら!



改正労働契約法のPointはコレや!

- 無期労働契約への転換(第18条)**
 有期労働契約がくり返し更新されて通算で5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期)になれる。
- 「雇い止め法理」の法定化(第19条)**
 いくら、形の上で「契約期間が満了」したからって、何年も反復更新してきた労働者を「雇い止め」はできない—もし雇い止めする場合は、「客観的に合理的な理由」などが厳密に会社側に求められる、という最高裁判例上のルール(雇い止め法理)の条文化。
- 不合理な労働条件の禁止(第20条)**
 有期(非正規)と無期(正規)労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を禁止する。

有期労働契約
 1年、6ヶ月...など、期間の定めのある労働契約のこと。
 || (非正規)

ゆうメイト
 けど..仕事の实タイは恒常的.本ちゃんとかわらぬ働かっぶりぶり.名ばかり非正規.コリガ〜◎

首都圏・ゆいとは <http://www.usay-npo.org/> 検索

大阪を中心に、郵政非正規問題にとりくんできた〈非正規センター・ゆい〉との首都圏版を、ということ。このほどたちあげられたのが、われらが首都圏・ゆい。今後の活動にぜひ注目・集まってくれよな!

これらがゆうメイトにとり、どう生かせるか